

明石市総合教育会議運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号。以下「法」という。)第1条の4第9項の規定に基づき、明石市総合教育会議(以下「総合教育会議」という。)の運営に関し必要な事項を定める。

(招集)

第2条 市長は、法第1条の4第3項の規定に基づき、総合教育会議を招集するときは、教育委員会に対し、次に掲げる事項を記載した書面で通知する。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

(1) 総合教育会議の日時及び場所

(2) 総合教育会議で協議及び調整を行う事項等

2 教育委員会が、法第1条の4第4項の規定に基づき、市長に対して総合教育会議の招集を求めるときは、協議すべき具体的な事項を記載した書面をもって行う。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

(会議の公開)

第3条 総合教育会議は、公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、総合教育会議の決定により非公開とすることができる。

(議事録の作成及び公表)

第4条 市長は、総合教育会議の終了後、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した議事録を作成する。

(1) 開催の日時及び場所

(2) 出席者の氏名

(3) 協議及び調整が行われた事項

(4) 前号の内容

(5) その他総合教育会議が必要と認める事項

2 議事録は公表する。ただし、前条の規定に基づき、総合教育会議が非公開とされた場合のほか、総合教育会議が特に必要と認める場合は、この限りでない。

(事務局)

第5条 総合教育会議に事務局を置く。

2 事務局の庶務は、政策局SDGs推進室において処理する。

(補則)

第6条 この要領に定めるもののほか、総合教育会議の運営に関し必要な事項は、総合教育会議が定める。

附 則 (平成27年6月3日制定)

この要領は、制定の日から施行する。

附 則 (平成29年5月17日制定)

この要領は、制定の日から施行する。

附 則（令和2年4月1日制定）

この要領は、制定の日から施行する。